

意向調査の実施について（公示）

国立大学法人奈良女子大学学長選考会議は、国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きに関する規程第4条第三号及び国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きに関する実施細則第4条の規定により平成28年度に実施する学長選考にあたり定めた学長選考基準によって、意向調査の実施について別紙のとおり公示する。

平成28年9月20日

国立大学法人奈良女子大学学長選考会議

意向調査の実施について

1. 日 時 平成28年10月6日（木）
 - ・ 大学に設置する投票所 15時30分～17時
 - ・ 附属中等教育学校及び附属小学校に設置する投票所 16時30分～17時
2. 場 所 ・ 大学に設置する投票所 事務局本部管理棟3階第二会議室
 - ・ 附属中等教育学校に設置する投票所 附属中等教育学校会議室
 - ・ 附属小学校に設置する投票所 附属小学校会議室

※大学の職員は大学に設置する投票所、附属中等教育学校の職員は附属中等教育学校に設置する投票所、附属小学校及び附属幼稚園の職員は附属小学校に設置する投票所で投票する。

3. 学長候補適任者（五十音順）

今 岡 春 樹
富 崎 松 代
三 成 美 保 以上3名

4. 学長候補適任者調書及び所信の公開

学術情報センター横全学掲示場の事務局掲示板及び本学ホームページ学内専用ページ「学長選考関係」において公開する。

5. 意向調査対象資格者

平成28年9月26日現在における学長、常勤理事及び常勤の全学職員（奈良女子大学職員就業規則第2条第1項及び奈良女子大学再雇用職員就業規則の適用を受ける者）とする。ただし、休職者、育児休業者、介護休業者、海外渡航中の者及び意向調査の日までに退職する者を除く。

なお、平成28年9月26日現在、休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、海外渡航中の者が、意向調査の日の3日前（平成28年10月3日）までに復職又は帰国した旨を、所属する部局（課）長を通じて学長選考会議議長に申し出た場合（各部局（課）等に属さない者にあつては、直接学長選考会議議長に申し出た場合）には、意向調査対象資格を与え、意向調査対象資格者名簿に追記する。

6. 意向調査の方法

- （1）意向調査対象資格者は、投票当日投票所において交付する「学長候補適任者意向調査用紙」により、学長候補適任者について単記の無記名投票を行う。
- （2）不在投票及び代理投票は認めない。